

京都府立大学後援会資格取得支援事業実施要領

1 趣 旨

学生が在学中に各種検定試験を受験し、資格を取得することを奨励するため、受験料の一部を助成する。併せて、所定の資格やスコアの取得者に対し奨励金を交付し、学生の就職活動や自己研鑽に資することを目的とする。

2 対象者

学部生または大学院生として在籍し、かつ保護者等が後援会に加入している者

3 助成金の範囲

- (1) 対象 別表1のとおり
- (2) 申請期間 試験日に属する年度の翌年度4月30日まで（卒業回生は、学位授与式の5日前まで）
- (3) 申請回数 制限なし
- (4) 助成金額 1回につき3,000円とする。

4 奨励金の範囲

- (1) 対象と金額 別表2のとおり
- (2) 申請期間 合格日または取得日の属する年度の翌年度4月30日まで（卒業回生は、学位授与式の5日前まで）
- (3) 申請回数 在籍中に、各資格試験につき1回とする。

5 申請の手続及び支給

- (1) 助成金または奨励金（以下、「助成金等」という。）の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式1）または奨励金交付申請書（様式2）に、所定の書類を添えて後援会理事長に提出する。
- (2) (1)の申請があったとき、理事長は審査のうえ可否を決定し、申請者から申し出のあった銀行口座に助成金等を振り込み支給する。口座への振込をもって、支給決定の通知とする。

附 則

この要領は令和4年8月8日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和6年9月30日までの間に改正前の別紙第1及び別紙第2中の資格試験に係る資格を取得した場合は、当該取得に係る助成金及び奨励金の金額及び申請期間については改正前の金額及び申請期間を適用する。
- 3 令和7年3月31日までに改正前の別紙第1及び別紙第2から削られた資格試験に係る資格を取得した場合は、1にかかわらず、なお改正前の要領による助成及び奨励の対象とする。この場合において、当該資格試験への助成金額については、2にかかわらず、改正後の金額を適用する。